



必要な人に必要な支援を/
児童扶養手当
特別児童扶養手当のご案内

児童扶養手当 問い合わせ 子ども課子育て支援係☎内線3122

- 父または母と生計が別の児童に支給します。
- 対象
 次のいずれかの児童を育てている親または養育者で、一定の要件に該当する人。
 ・父母の離婚後、父または母と生計が別の児童
 ・父または母が死亡した児童
 ・父または母が重度障害の状態の児童
 ・父または母の生死が不明な児童
 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
 ・父または母から1年以上遺棄されている児童
 ・父または母が1年以上拘禁されている児童
 ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
 ・父母ともに不明な児童

※児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象(障がいがある場合は20歳未満)

- ※以下は対象外となることがあります
 ・父または母が事実上の婚姻関係にある児童
 ・父または母が公的年金を受けられる児童
 ・父または母が一定額の所得がある児童

●支給額(月額)

	全部支給	一部支給(所得に応じる)
子ども1人	42,910円	42,900円～10,120円
2人目の加算	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降の加算	6,080円	6,070円～3,040円

●受給中の人
 8月30日(金)までに現況届の手続きをしてください。該当する人には通知します。

現況届受け付け日程

受付期間	受付時間	受付場所
8月1日(木)～9日(金)	午前9時～午後5時15分	子ども課 子育て支援係
8月19日(月)～30日(金)		
8月13日(火)～16日(金)	午前9時～午後7時	テラス沼田4階 防災会議室404

※土・日曜日、祝日を除く

白沢・利根町在住の人は次の期間、各支所でも手続きができます。

受付期間	受付時間	受付場所
8月15日(木)～16日(金)	午前9時～午後5時15分	白沢・利根支所 生活係

特別児童扶養手当 問い合わせ 子ども課子育て支援係☎内線3121

心身に障がいのある児童に支給します。
 ※支給月 4月、8月、11月(4カ月分ずつ)

- 対象
 心身に障がいがある20歳未満の児童を養育する親または養育者
- 対象外
 ・障がいを理由とする年金を受けられる児童
 ・児童福祉施設などに入所している児童

●支給額(月額)

1級	52,200円
2級	34,770円

※受給資格者や扶養義務者の所得が一定額を超える場合、支給が停止されます

●受給中の人
 8月9日(金)から9月11日(水)までに所得状況届を提出してください。該当する人には通知します。

●新規申請の人
 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出してください。



10月の消費税率の引き上げにより消費に与える影響を緩和するため、家計への負担が重くなる小さな子どものいる世帯や低所得の人を対象に商品券を販売します。20,000円の商品券を購入すると、25,000円分の買い物ができます。地域の消費を促せるよう商品券取扱店も募集します。

プレミアム付商品券
 でお得に買い物

必見!
 3歳未満の子育て世帯・非課税世帯の皆さんへ

- 対象
 ①子育て世帯 2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主
 ②非課税世帯 2019年度の住民税が課税されていない人(住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者は対象外)
 ※非課税世帯の人は8月上旬に届く申請書に記入の上、提出してください
- 購入できる金額 最大2万5000円分(販売額2万円)
- ※対象となる人が複数いる場合は人数分購入できません
- 利用期間 10月から来年2月
- その他 購入方法や販売場所、利用店舗などは、市ホームページでお知らせします
- 問い合わせ 社会福祉課社会係☎内線3103、子ども課子育て支援係☎内線3122へ

認可外保育施設・預かり保育などを利用の皆さんへ 問い合わせ 子ども課保育係☎内線3127

保育の必要性の認定
 申請書提出を

幼児教育・保育の無償の対象となるには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。該当する人は認定申請書を提出してください。

認可外保育施設などを利用の人
 都道府県などに届け出た認可外保育施設/一時預かり事業/病児保育事業/ファミリー・サポート・センター事業
 対象 認可保育所や認定こども園などを利用できていない人

●無償範囲

3歳児～5歳児	月額37,000円まで
住民税非課税世帯の0歳児～2歳児	月額42,000円まで

預かり保育を利用の人(幼稚園・認定こども園幼稚園部)
 対象 共働き世帯などで保育が必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)がいる人
 ※満3歳になった日から満3歳後の最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯が対象

●無償範囲

3歳児～5歳児	月額11,300円まで
住民税非課税世帯の満3歳児	月額16,300円まで

※利用料に応じて上限額は変動(450円×利用日数)
 ※預かり保育の実施時間などが少ない(平日の提供時間数が8時間未満、または年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育の他、認可外保育施設などの利用が無償化の対象です(上限は月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額)

「保育の必要性の認定」の要件
 就労(1カ月48時間以上)/妊娠・出産/疾病・障害(保護者本人)/介護・看護/災害復旧/求職活動/就学/虐待・DV
 ※認可保育所や認定こども園(保育部)などを利用し、教育保育給付認定(2・3号)を受けている人は申請不要